

○龍ヶ崎市表彰条例

平成26年3月28日

条例第4号

改正 平成29年3月29日条例第4号

龍ヶ崎市自治功労者表彰条例（昭和32年龍ヶ崎市条例第120号）  
の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、市政の発展、公益の増進等に功労のあったもの、市民の模範となる善行のあったもの等を表彰することにより、これらのものの功績をたたえ、もって自治の振興を促進することを目的とする。

（表彰の種類）

第2条 表彰の種類は、一般功労表彰、善行表彰、特別功労表彰及び市政功労表彰とする。

（一般功労表彰）

第3条 一般功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 地方自治の進展について功績が顕著なもの
- (2) 社会福祉の増進について功績が顕著なもの
- (3) 保健又は衛生の向上に貢献し、その功績が顕著なもの
- (4) 産業又は観光の振興その他地域経済の発展について功績が顕著なもの
- (5) 教育、文化又はスポーツの振興について功績が顕著なもの
- (6) 環境の保全又は向上に貢献し、その功績が顕著なもの
- (7) 防災、防犯その他公共の安全について功績が顕著なもの
- (8) 国際親善に貢献し、その功績が顕著なもの
- (9) その他市長が表彰することが適当と認めたもの

（善行表彰）

第4条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 災害の発生に際し、有効適切な行動により被害を最少限度にとどめたもの

- (2) 自己の危険を顧みないで人命を救助したもの
- (3) 善行が著しいもの又は業務に精励し、市民の模範となるもの
- (4) 市に多額の私財を寄附したもの
- (5) その他市長が表彰することが適当と認めたもの  
(特別功労表彰)

第5条 特別功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体に対して行う。

- (1) 広く市民に希望、感動等を与えたもの
- (2) その他市長が表彰することが適当と認めたもの  
(市政功労表彰)

第6条 市政功労表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- (1) 市長として8年以上在職した者
- (2) 市議会議員として8年以上在職した者
- (3) 副市長又は教育長として8年以上在職した者
- (4) 教育委員会委員、監査委員（議会選出の委員を除く。）、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員又は固定資産評価審査委員会委員として8年以上在職した者
- (5) その他の非常勤特別職として15年以上在職した者

2 前項の規定にかかわらず、その年数に達しない者であっても、市長が特に功労が顕著と認めたときは、これを表彰することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。

2 表彰を受けることとなった者が故人であるとき、又は表彰を受けることとなった者が表彰を受ける前に死亡したときは、前項の表彰状及び記念品は、その者の遺族に贈呈する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年文化の日に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、随時行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、第6条第1項第1号又は第3号に該当する者に対する市政功労表彰は、該当者が退職し、又は在職中に死亡し

た場合に行う。

(市政功労表彰者に対する待遇)

第9条 第6条の規定による市政功労表彰者に対し、次に掲げる待遇を与えることができる。

- (1) 市が行う式典への招待
- (2) 弔事の際における礼遇

(名簿)

第10条 表彰者の氏名、表彰の対象となった功績その他必要な事項は、表彰者名簿に記録し、永久に保存するものとする。

(欠格条項)

第11条 第3条から第6条までの規定に該当するものが次の各号のいずれかに該当するときは、これを表彰しない。

- (1) 破産手続開始の決定を受け、復権を得ない者
- (2) 懲戒によりその職を免ぜられた者
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第135条の規定により除名された者
- (4) 禁錮以上の刑に処せられた者
- (5) その他市長が不相当と認めるもの

(待遇の停止等)

第12条 第9条の規定による待遇は、当該市政功労表彰者が前条第1号に該当したときは、これを停止し、前条第2号から第5号までのいずれかに該当したときは、これを取り消すものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の龍ヶ崎市自治功労者表彰条例の規定により表彰を受けた者は、この条例の相当規定により表彰を受けた者とみなす。

(龍ヶ崎市寄附者表彰条例の廃止)

- 3 龍ヶ崎市寄附者表彰条例(昭和32年龍ヶ崎市条例第121号)は、  
廃止する。

付 則 (平成29年3月29日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、龍ヶ崎市農業委員会の委員及び龍ヶ崎市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例(平成28年龍ヶ崎市条例第41号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第6条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後の在職年数の計算について適用し、同日前までの在職年数の計算については、なお従前の例による。